

「医療法」と「不当景品類及び不当表示防止法」との比較

参考資料2

○ 医療については、他の分野と異なる性質から、「不当景品類及び不当表示防止法」等による一般的な広告規制とは別に、「医療法」による広告規制が設けられている。

※ 医療は、①人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスと受けた場合の被害が、他の分野に比べ著しく、また、②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実施のサービスの質について事前に判断することが非常に困難。

	医療法(昭和23年法律第205号)(抄)	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)(抄)
目的	<p>第一条 医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、(中略)を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p>
規制内容	<p>第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告 第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。 一～十三(略) 2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたってはならない。 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。</p> <p>【参考】医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄) 第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。 一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと 二 誇大な広告を行ってはならないこと 三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと 四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行ってはならないこと</p>	<p>第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</p>

	医療法(昭和23年法律第205号)(抄)	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)(抄)
規制対象	<p>〔規制の対象となる表示の考え方〕 ①誘因性・②特定性・③認知性のいずれの要件も満たす場合に、規制対象となる広告に該当。(医療広告ガイドライン(※1)で示している解釈)</p> <p>〔ホームページの取扱い〕 原則として、法第6条の5第1項の「広告」に該当せず、規制の対象外(医療機関ホームページガイドライン(※2)で示している解釈)</p> <p>〔規制の対象者〕 全ての者(何人も)</p>	<p>〔規制の対象となる表示の考え方〕 第二条(略) 4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。</p> <p>〔ホームページの取扱い〕 法第2条第4項の「広告その他の表示」に該当し、規制の対象</p> <p>〔規制の対象者〕 事業者(商業、工業、金融業その他の事業を行う者)</p>
罰則	<p>第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを<u>六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する</u>。</p> <p>一 第六条の五第三項、第六条の六第四項、第六条の七第二項又は第七条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分違反した者</p> <p>第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを<u>二十万円以下の罰金に処する</u>。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第三十六条 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、<u>二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。</p> <p>第三十七条 第二十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、<u>二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 第三十六条第一項 <u>三億円以下の罰金刑</u></p> <p>二 前条 同条の罰金刑</p> <p>2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 第三十六条第一項 <u>三億円以下の罰金刑</u></p> <p>二 前条 同条の罰金刑</p> <p>3 (略)</p>

(※1) 医療広告ガイドライン: 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)について(平成19年3月30日付け医政発第0330014号)

(※2) 医療機関ホームページガイドライン: 医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)について(依頼)(平成24年9月28日付け医政発0928第1号)